



出水期前の堤防・水防資材の点検を実施します

～手取川・梯川の重要水防箇所パトロール～

日 時

平成22年5月31日（月）

手取川 9時00分から12時00分（約30名参加予定）

梯川 13時30分から17時00分（約30名参加予定）

対象区間

手取川（河口から白山合口堰堤まで）及び梯川（河口から御茶用水頭首工まで）の直轄管理区間で重要水防箇所、水防倉庫内の資機材の点検。

参加機関

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会【石川県、小松市、白山市、能美市、川北町、野々市町、北陸電力(株)、電源開発(株)、西日本旅客鉄道(株)、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所】

※パトロールのルートは別紙のとおり予定しています。

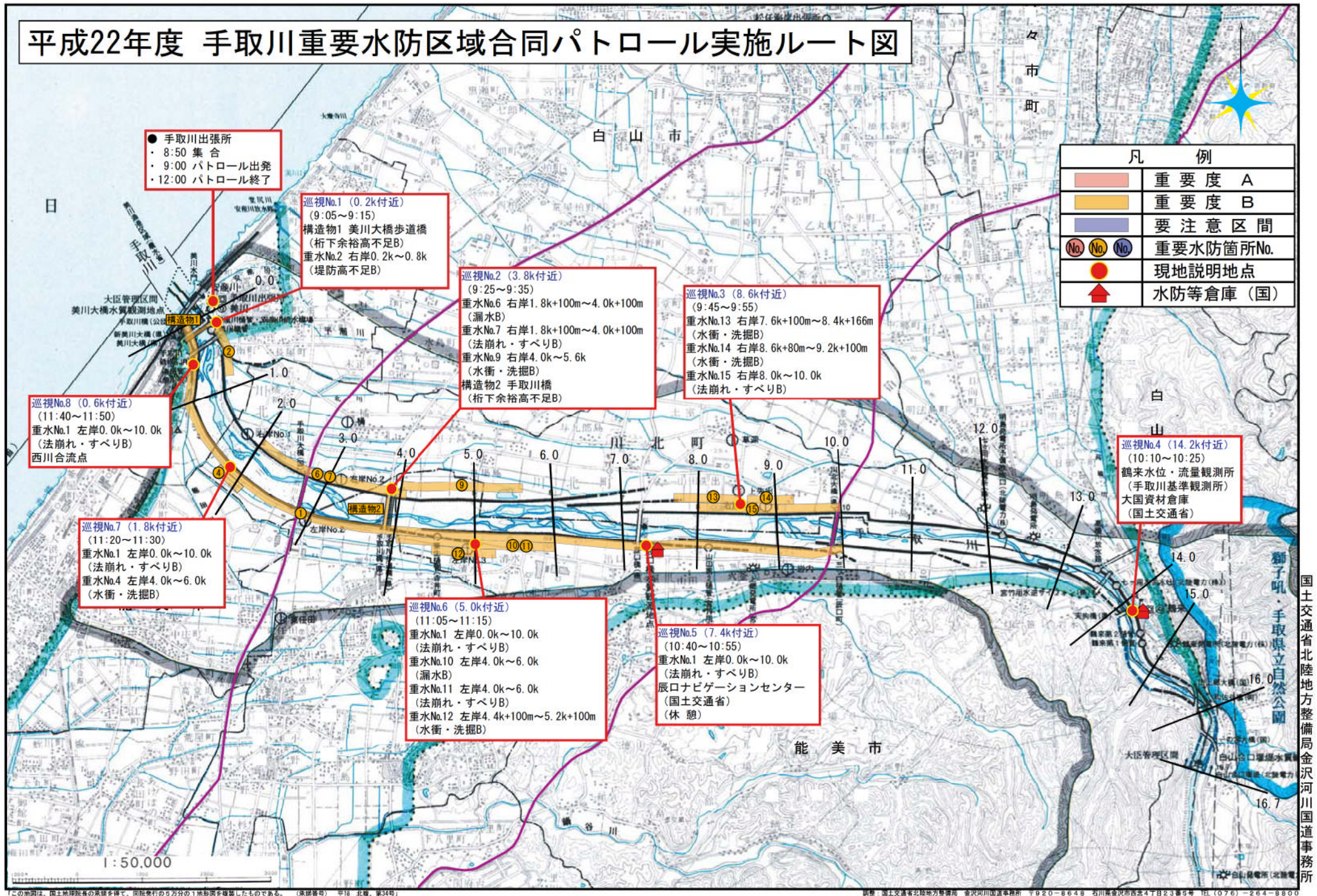
【問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

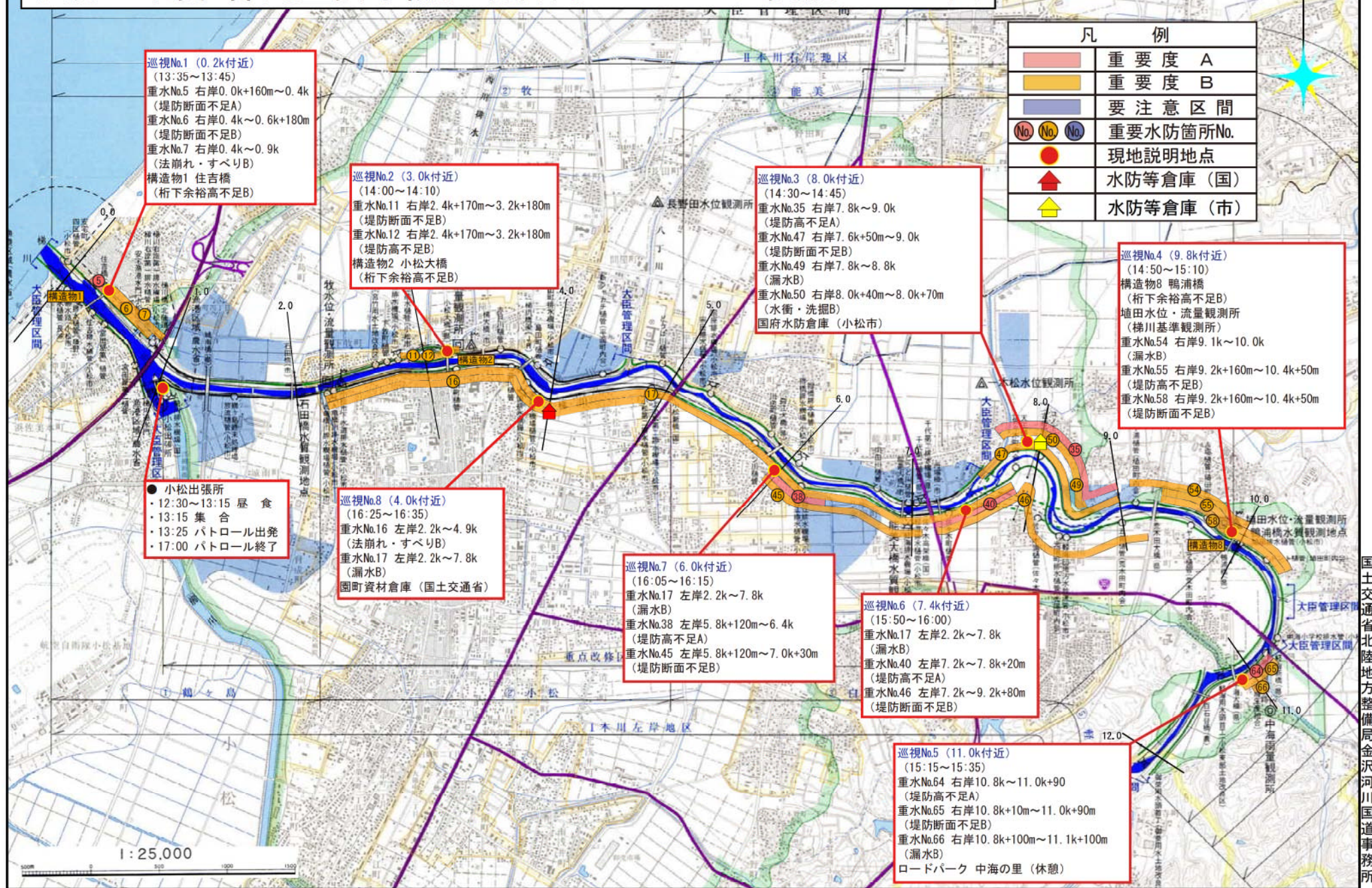
調査第一課長 氏 名 森田 賢治

TEL : 076-264-9910（直通）

平成22年度 手取川重要水防区域合同パトロール実施ルート図



平成22年度 梯川重要水防区域合同パトロール実施ルート図



参考資料

・ 水防とは

洪水等がおきたとき、人命や財産を守るため、その地域に住んでいる人々がさまざまな技術で被害を最小限に食い止めようと活動することを水防活動といいます。水防活動は、みずからの地域をみずからの手で守るという基本的な考えをもとに昔から実施されています。

・ 水防法とは

昭和24年制定。カスリーン台風等により、大水害をもたらしたことから、水防の重要性が認識されたため施行されました。水防法は、水防に関する基本法であり、水防組織、水防活動等に関する事項に区分することが出来ます。

・ 手取川・梯川の重要水防箇所

河川を管理する国土交通省において定め、市町及び石川県の水防計画に反映し、地域防災に用いられています。出水時には、地元の水防管理団体（手取川水防事務組合、小松市）がこれらの「重要水防箇所」の巡視・点検を行うなど水防活動に当たります。



重要水防箇所とは・・・

「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいいます。

重要水防箇所には、**A:水防上最も重要な区間、B:水防上重要な区間、要注意区間**の3ランクがあり、堤防の高さや洪水流下のための断面、堤防からの漏水等の観点から指定されます。

堤 防 高

Aランク・・・計画高水流量規模の水位が現況の堤防高を超える箇所。
Bランク・・・計画高水流量の水位と現況の堤防高との差が、計画の余裕高に満たない箇所。



水衝・洗掘

Aランク・・・堤防前面の河床が深掘れしている、橋脚の取り付け部等が破損している箇所等のうち、何らかの対策もとられていない箇所。
Bランク・・・堤防前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているものの、その対策がとられていない箇所。

堤防断面

Aランク・・・計画堤防断面の1/2に満たない箇所、あるいは現況の堤防天端幅が計画で定めた天端幅の1/2に満たない箇所。
Bランク・・・計画堤防断面に不足しているが1/2以上確保されている箇所。



工 作 物

Aランク・・・改善措置が必要な河川工作物（堰、橋梁、樋管等）が設置されている箇所、または河川を横断する構造物の桁下が、計画で定められている流量が流れたときの河川水位よりも低い箇所。
Bランク・・・河川を横断する構造物の桁下高と、計画で定められている流量が流れたときの差が、計画の余裕高に満たない箇所。

法崩れ・すべり

Aランク・・・法崩れまたはすべりの実績があり、その対策がとられていない箇所。
Bランク・・・法崩れまたはすべりの実績があり、その対策が暫定的にとられている箇所。また地盤の土質等から法崩れ、すべりが発生する恐れがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。

工事施工

要 注 意・・・出水期間中に堤防工事等を行う箇所。

新堤防・破堤後・旧川跡

要 注 意・・・新規に施工された堤防で、築造後三年に満たない箇所。また破堤実績がある箇所や旧川跡。

漏 水

Aランク・・・漏水の実績があり、その対策がとられていない箇所。
Bランク・・・漏水の実績があり、その対策が暫定的にとられている箇所。また、かつて破堤した箇所等、漏水の発生する可能性がある箇所、所要の対策がとられていない箇所。

陸 間

要 注 意・・・陸間が設置されている箇所。